

下請資金繰り支援事業について(要綱)

1. 本事業の目的

本事業は、下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）をファクタリング会社が買い取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失（以下単に「損失」という。）を補償することにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、もって下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的とする。

2. 本事業の対象範囲

(1) 対象となる下請建設企業等

本事業の対象となる下請建設企業等は、以下の者とする（ただし、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業に限る。）。

元請建設企業から当該建設工事の全部又は一部を直接請け負っている
下請建設企業
元請建設企業に当該建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

(2) 対象となる債権

債権の成因要件

本事業による買取の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとする。

元請建設企業の要件

本事業による買取の対象となる債権は、以下の要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

- ） 本事業に基づき債権の買取を実施しようとする日が属する年度又はその前年度に公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。）の受注実績があること。
- ） 破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て又は特別清算開始の申立てがなされていないこと。

- ） 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ） 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ） 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

3. ファクタリング会社

(1) 選定基準

本事業を実施するファクタリング会社は、以下の要件をすべて満たす者であって、(財)建設業振興基金が認める者とする。

貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条に基づく登録を受けていること。

建設業の実務に関して専門的知見を有していること。

債権の買取事業を確実に実施するに足りる財産的基礎及び社会的信用を有していること(原則として前年度決算において、資本の額又は出資の総額が別に定める額以上の企業とする。)。

本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

(2) 債権買取限度額等

債権買取限度額

） ファクタリング会社ごとの債権買取限度額(買取債権残高の限度額をいう。以下同じ。)は、別に定める額の範囲内で(3)の協定に定める額とする。

） 基金及びファクタリング会社は、()により(3)の協定に債権買取限度額を定めるときは、ファクタリング会社が過大なリスクを取ることのないよう留意するものとする。

一の元請建設企業当たり債権買取限度額

） ファクタリング会社の一の元請建設企業当たり債権買取限度額は、別に定める額の範囲内で(3)の協定に定める額とする。

） (財)建設業振興基金は、一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高が、(財)建設業振興基金の定める上限額を超えないよう、ファクタリング会社の当該元請建設企業に係る債権買取限度額を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

一の下請建設企業等当たり債権買取限度額

） ファクタリング会社の一の下請建設企業等当たり債権買取限度額は、別に定める額の範囲内で(3)の協定に定める額とする。

） ファクタリング会社が一の下請建設企業等から買い取る債権の下限額は、買取一回当たり、別に定める額以上で(3)の協定に定める額とする。この場合において、一回に複数の債権を買い取るときは、当該複数の債権の債権金額の合計額が、前段で定める買取下限額以上であれば足りるものとする。

債権の買取料率の上限

ファクタリング会社が債権買取の際に設定する買取料率は、別に定める利率を上限とする。

損失補償限度額

ファクタリング会社が受けられる損失補償の限度額は、平成21年度建設業振興費補助金（建設業金融円滑化補助金）交付要綱に基づいて（財）建設業振興基金に交付された補助金及び本事業を利用する下請建設企業等が支払う利用料金により、（財）建設業振興基金内に造成された建設業金融円滑化基金（ただし、金利負担助成に充てる部分を除く。）の範囲内で（3）の協定に定める額（各年度毎に決定）とする。

（3）協定の締結

（財）建設業振興基金は、本事業を実施するため、ファクタリング会社と本事業の実施に関する包括的な協定を締結する。

当該協定においては、少なくとも次の事項を定める。

）（2）からまでに定める債権買取限度額及びに定める損失補償限度額

）4．（2）に定める利用料金の徴収及び基金への支払のため必要な手続

）5．に定める金利負担助成の実施手続

）6．に定める損失補償の実施手続

）ファクタリング会社が（財）建設業振興基金に対して行う下請建設企業等の債権の買取実績及び損失の発生実績に関する報告手続

）ファクタリング会社が（財）建設業振興基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

基金は、建設業金融円滑化基金の残高、本事業におけるファクタリング会社の実績等の状況を踏まえ、の協定の定めるところにより、）の各債権買取限度額及び損失補償限度額を変更することができる。

4．債権買取

（1）下請建設企業等は、債権をファクタリング会社に譲渡し、ファクタリング会社は、当該債権の買取金額を下請建設企業等に支払う。

（2）下請建設企業等は、債権を譲渡する際、別に定める料率の利用料金をファクタリング会社を通じて（財）建設業振興基金に支払う。

（3）（財）建設業振興基金は、ファクタリング会社が債権買取のために必要とする資金を金融機関より調達するため、当該資金調達に対し債務保証を行うことができる。

- (4) ファクタリング会社は、支払期日に元請建設企業から債権金額を回収する。

5 . 金利負担助成

(1) 助成額

(財) 建設業振興基金は、下請建設企業等が本事業により債権の譲渡を行う場合において、当該下請建設企業等に対し、(2)に定める方法により別に定める料率に相当する額を助成する。

(2) 助成の実施

(財) 建設業振興基金から助成金を受け取るファクタリング会社は、債権買取の際、その設定する債権の買取料率から(1)の助成料率相当分を差し引く。

(財) 建設業振興基金は、ファクタリング会社の債権買取額を基に、別に定める期間ごとにファクタリング会社に対して助成金を交付する。

6 . 損失補償

(1) 損失補償の実施

(財) 建設業振興基金は、3.(3)の協定に基づきファクタリング会社が下請建設企業等から買い取った債権の全部又は一部の回収が、元請建設企業に係る民事再生手続開始の申立て、手形交換所による取引停止処分等の事由により困難となり、ファクタリング会社に損失が生じたときは、当該債権金額に別に定める率を乗じた額を補償する。

(2) 損失補償金の支払

(財) 建設業振興基金は、3.(3)に基づきファクタリング会社から損失の発生実績に関する報告を受けた後、ファクタリング会社からの損失補償金の請求を受け、別に定める期間ごとにファクタリング会社に対し損失補償金の支払いを行う。

- ### (3) 損失補償の対象となった債権の管理及び回収並びに回収した場合の返戻
- ファクタリング会社は、損失補償金の支払いを受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、回収した場合には、別に定めるところにより、回収額の一定割合を(財)建設業振興基金に返戻する。

7 . 国への報告

(財) 建設業振興基金は、本事業の実施状況について、別に定める期間ごとに国土交通省に報告するものとする。

8 . 実施時期等

(1) 施行期日

本事業は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行し、当面、本事業により平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで買い取られた債権を対象とする。

(2) 本事業の適正な実施

(財) 建設業振興基金は、本事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により本事業の適正な実施を確保するものとする。

(3) 要綱の見直し

本要綱は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。